

## 広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会設置要綱一部改正新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は改正部分を示す)

現 行	改正案
<p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、<u>非公開とする。ただし、会議の概要を記載した記録を作成し、委員会において確認した後、これを公開することができる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、<u>原則公開とする。ただし、委員会の決議により、公開しないことができる。</u></p> <p><u>4 委員会の会議の傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>5 委員会は、会議の概要を記載した記録を作成し、委員会において確認した後、これを公開するものとする。</u></p> <p><u>6</u> 略</p>